第二十五条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二十六条　見直し

1　両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国間の投資を更に保護し、及び促進することを目的として、この協定の見直し（例えば、技術の移転、ライセンス契約等に関する特定措置の履行要求の禁止に係る規定を加えること）を行う。

2　両締約国は、この協定の効力発生の後にバーレーン王国が多数国間又は二国間の国際協定であって、この協定で禁止されていない特定措置の履行要求を禁止するものを締結した場合にも、この協定に同等の規定を加えることを目的として1に規定する見直しを行う。

第二十七条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十八条　最終規定

1　この協定は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2　この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても適用する。

3　いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

4　この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間引き続き効力を有する。

5　この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十二年六月二十三日にマナーマで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
　本田太郎
バーレーン王国政府のために
　ユーセフ・アブドゥッラー・フムード

外務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　岸田　文雄

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN
JAPAN AND THE KINGDOM OF BAHRAIN
FOR THE RECIPROCAL PROMOTION
AND PROTECTION OF INVESTMENT

The Government of Japan and the Government of the Kingdom of Bahrain,

Desiring to further promote investment in order to strengthen the economic relationship between Japan and the Kingdom of Bahrain (hereinafter referred to as "the Contracting Parties");

Intending to further create stable, equitable, favourable and transparent conditions for greater investment by investors of a Contracting Party in the Area of the other Contracting Party;

Recognising that these objectives can be achieved without relaxing health, safety and environmental measures of general application;

Recognising the importance of the cooperative relationship between labour and management in promoting investment between the Contracting Parties in line with internationally accepted labour standards; and

Convinced that this Agreement will contribute to the further development of the overall relationship between the Contracting Parties;

Have agreed as follows:

Article 1
Definitions

For the purposes of this Agreement:

(a)　the term "investment" means every kind of asset owned or controlled, directly or indirectly, by an investor, including:

(i)　an enterprise and a branch of an enterprise;

(ii)　shares, stocks or other forms of equity participation in an enterprise, including rights derived therefrom;

(iii)　bonds, debentures, loans and other forms of debt, including rights derived therefrom;